



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2025年
No.10
事例2

疑義照会・処方医への情報提供

病態禁忌



事例

【事例の詳細】

患者は医療機関Aで抗がん剤の治療を開始することになり、制吐目的でオランザピン錠とドンペリドン錠が処方された。薬剤師が患者の現病歴および薬剤服用歴を確認したところ、医療機関Bから糖尿病治療薬が処方されており、糖尿病の治療中であることがわかった。処方医に疑義照会を行い、オランザピン錠が糖尿病患者に禁忌であることを伝えたと、オランザピン錠が削除となった。

【推定される要因】

患者はお薬手帳を持参しておらず、処方医は患者が糖尿病の治療中であることを確認できなかった可能性がある。

【薬局での取り組み】

調剤を行う際に現病歴、併用薬、副作用歴などを確認し、処方された薬剤が患者に適切であるかを検討する。



その他の情報

オランザピン錠2.5mg/錠5mg/錠10mg/OD錠2.5mg/OD錠5mg/OD錠10mg/細粒1%
「明治」の添付文書 2024年10月改訂（第4版）（一部抜粋）

2.禁忌（次の患者には投与しないこと）

2.5 糖尿病の患者、糖尿病の既往歴のある患者

11.副作用

11.1 重大な副作用

11.1.1 高血糖（0.9%）、糖尿病性ケトアシドーシス（頻度不明）、糖尿病性昏睡（頻度不明）
高血糖があらわれ、糖尿病性ケトアシドーシス、糖尿病性昏睡から死亡に至るなどの致命的な経過をたどることがあるので、血糖値の測定や、口渇、多飲、多尿、頻尿等の観察を十分に行い、異常が認められた場合には、投与を中止し、インスリン製剤の投与を行うなど、適切な処置を行うこと。



事例のポイント

- オランザピン錠は、服用により高血糖があらわれ、糖尿病性ケトアシドーシス、糖尿病性昏睡から死亡に至るなどの致命的な経過をたどることがあるため、糖尿病の患者、糖尿病の既往歴のある患者には禁忌である。
- 本事例は、患者にオランザピン錠が処方された際、薬局で管理していた情報から患者が別の医療機関で糖尿病の治療を行っていることに気付いた薬剤師が疑義照会を行い、オランザピン錠の服用を防いだ事例である。
- 薬剤師は、複数の医療機関を受診している患者が安全に薬物治療を受けられるように、患者の現病歴や既往歴、薬剤服用歴などを一元的・継続的に管理し、処方された薬剤が患者に適切であるか検討することが重要である。
- 適切な薬物治療を行うには、患者の現病歴や併用薬の情報が不可欠である。薬剤師は、それらの情報を医療従事者と共有するにはお薬手帳の提示などが有用であることを、日頃より患者に伝える必要がある。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。